

館林市規則第16号

館林市立保育園民営化事業者選定等委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、館林市附属機関設置条例（平成30年館林市条例第26号）第2条第2項の規定に基づき、館林市立保育園民営化事業者選定等委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 館林市立渡瀬保育園又は成島保育園（以下「館林市立保育園」という。）の民営化に係る事業者等の選定等について調査審議するため、臨時に館林市立保育園民営化事業者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(設置期限)

第3条 選定委員会は、令和8年3月31日まで置かれるものとする。

(所掌事務)

第4条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 館林市立保育園の民営化に伴い、その移管先となる設置運営事業者（以下「民営化事業者」という。）の募集要項の作成に関すること。
- (2) 民営化事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館林市立保育園の民営化に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第5条 選定委員会の委員は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 館林市立保育園に通う園児の保護者
- (2) 未就学児の教育・保育に関し、学識経験を有する者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 学校教育に従事する者
- (5) 教育・保育に従事する者
- (6) 地域を代表する者

(7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 選定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の非公開)

第10条 選定委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、選定委員会に諮って、会議を公開することができる。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、保健福祉部こども局こども課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。